

(趣旨)

**第1条** この訓令は、市の保有資産及び、市長が管理するその他の資産（以下「市資産」という。）を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第3条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 部長等 かすみがうら市行政組織条例（平成17年かすみがうら市条例第7号）第2条で定める部の長、消防長、教育部長、及び議会事務局長をいう。

(広告の範囲)

**第4条** 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝となるもの
- (8) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (11) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(14) その他、広告掲載として不相当であると当該広告媒体を所管する部長等が認めるもの  
(広告審査委員会)

**第5条** 広告媒体に掲載する広告について、市としての統一的な基準を定めるとともに、適正な審査選定を図るため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会で定める基準は、広告媒体の種類、規格、掲載位置、広告料金、その他必要と思われる事項とする。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は総務企画部長を、副委員長は総務課長を、委員は情報広報課長、経営企画課長及び地域コミュニティ課長の職にある者をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、副委員長が委員長を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会への付議)

**第7条** 部長等は、第5条第1項の規定による掲載広告の審査選定のため、当該広告の募集の状況を示して、委員会に付議しなければならない。

(委員会の会議結果の報告)

**第8条** 委員会は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は総務企画部情報広報課において処理する。

(募集等)

**第10条** 部長等は、所管する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、委員会で定めた基準を遵守し、募集方法等を別途定め、募集を行うものとする。

2 部長等は、基準のない広告媒体に広告掲載を行おうとする場合は、その基準を定めるため、委員会に諮るものとする。

(広告料収入の報告)

**第11条** 部長等は、広告料収入について、毎年3月31日までに当年度分の収入額等を市長に報告するものとする。

(その他)

**第12条** この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年10月12日から施行する。

(広報かすみがうら広告掲載取扱要綱の廃止)

2 広報かすみがうら広告掲載取扱要綱（平成18年かすみがうら市訓令第89号）は廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に廃止前の広報かすみがうら広告掲載取扱要綱（平成18年かすみがうら市訓令第89号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

4 この訓令の規定にかかわらず、この訓令の施行の日から平成20年3月31日までの間における広報かすみがうらに掲載する広告の規格及び広告掲載料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月8日訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年8月28日訓令第38号）

この訓令は、平成24年8月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成26年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日訓令第4号抄）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月31日訓令第10号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和 5 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 7 年 3 月 31 日訓令第 7 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。